

## 国家税務総局

### 地区を跨って経営する建築企業の所得税徴収管理問題に関する通知

国税函[2010]156号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局：

地区を跨って（指跨省、自治区、直轄市和计划単列市，下同）経営する建築企業の所得税の徴収管理を強化するため、《中華人民共和國企業所得税法》及びその其実施条例、《中華人民共和國稅收徵收管理法》及びその実施細則、《国家税務総局：〈地区を跨って経営し取り纏め納税する企業の所得税徴収管理暫行弁法〉の印刷公布に関する通知》（国税発[2008]28号）の規定に基づいて、ここに地区を跨って経営する建築企業の所得税徴収管理問題を以下の通り通知する。

一、総分機構体制を実行する地区を跨って経営する建築企業は厳格に国税発[2008]28号文件の規定を執行し、「統一計算、分級管理、現地予納、取り纏め清算、財政国庫調整」の方法に従って企業所得税を計算納付しなければならない。

二、建築企業が属する二級または二級以下の分支機構が直接管理するプロジェクト部（プロジェクト部と性質が同じの工程指揮部、合同段等、以下同じ）は現地で企業所得税を予納せず、その経営収入、従業員給与及び資産総額は二級分支機構に取り纏めて統一計算し、二級分支機構が国税発[2008]28号文件の規定する方法に従って企業所得税を予納する。

三、建築企業総機構が直接管理する地区を跨って設立するプロジェクト部について、プロジェクトの実際経営収入の0.2%を月ごとまたは四半期ごとに総機構よりプロジェクト所在地で企業所得税を事前分配し、そしてプロジェクト部より所在地主管税務機関に予納する。

四、建築企業総機構は企業の要納付所得税を取り纏め計算し、以下の方法に従って予納を行わなければならない：

（一）総機構地区を跨るプロジェクト部のみを設ける場合、既にプロジェクト部より予納した企業所得税を控除した後、その残額を現地で納付する。

（二）総機構が二級分支機構のみを設ける場合、国税発[2008]28号文件での規定に従って総、分支機構の要納付税額を計算する。

（三）総機構が既に直接管理している地区を跨るプロジェクト部について、さらに地区を跨る二級分支機構がある場合、先に既にプロジェクト部により予納した企業所得税を控除した後、あらためて国税発[2008]28号文件の規定に従って総、分支機構の要納付税額を計算する。

五、建築企業総機構は関連規定に従って企業所得税年度取り纏め清算納付を行い、各分支機構及びプロジェクト部は取り纏め清算納付を行わない。総機構の年度末取り纏め清算納付後の要納税所得税額が既に予納した税額より小さいとき、総機構主管税務機関より税額還付または以降年度の要納付企業所得税を控除する。

六、地区を跨って経営するプロジェクト部（二級以下の分支機構を管理するプロジェクト部を含む）はプロジェクト所在地の主管税務機関に総機構所在地主管税務機関が発行する《外出経営活動税收管理証明》を提出し、上述証明を提出しない場合、プロジェクト部所在地の主管税務機関は期限を設けて追加手続きを督促しなければならない；上述証明を提供できない場合、独立納税人として現地で企業所得税を納付しなければならない。同時に、プロジェクト部は所在地主管税務機関に総機構が発行する当該プロジェクトが総機構または二級分支機構の管理に属することの証明書類を提出しなければならない。

七、建築企業総機構が企業所得税予納及び和取り纏め清算納付するとき、その直接管理する地区を跨って経営するプロジェクト部のその場所の予納税額の納税証明を添えて送付しなければならない。

八、建築企業が同一の省、自治区、直轄市および計画単列市に設立する跨地（市、県）プロジェクト部について、その企業所得税の徴収管理弁法は、各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局、地方税務局が共同で制定し、そして国家税務総局に報告して備案する。

九、本通知は2010年1月1日より施行する。

国家税務総局

二〇一〇年四月十九日

（日綜（上海）投資コンサルティング有限公司／呉 明憲）